



JSTAAA 公認フリースタイルスノーボードスクール規定

2018年(平成30年)5月施行

一般社団法人日本スノーボードトリック検定&認定協会(JSTAAA)

「JSTAAA 公認フリースタイルスノーボードスクール」規定

第1条(目的)

本規定は、スポーツスノーボードの技術、ルール、マナーの正しい指導と普及を図り、もって国民の心身の向上に寄与する事業目的のためにフリースタイルスノーボードレッスンプロ資格認定制度を実施している一般社団法人日本スノーボードトリック検定&認定協会(以下 JSTAAA)がその事業目的の達成と JSTAAA 会員の職域の拡充、発展を期するため「JSTAAA 公認フリースタイルスノーボードスクール」の名称の下に、JSTAAA が開発したトリック検定を取り入れ、JSTAAA 会員が指導、教授するフリースタイルスノーボードスクールの設置、展開を促進するとともに、「JSTAAA 公認フリースタイルスノーボードスクール」の運営の健全性、適正性の維持を図ることを目的とする。

第2条(公認登録制)

既設、新設を問わず、自己の開設・経営(以下単に開設)するフリースタイルスノーボードスクールに JSTAAA 公認フリースタイルスノーボードスクールの名称を使用しようとする開設者は、あらかじめ JSTAAA に JSTAAA 公認フリースタイルスノーボードスクールの公認ならびに登録の許可申請をし、その公認ならびにこの許可登録を受けた後でなければ JSTAAA 公認フリースタイルスノーボードスクールの名称を使用してはならない。

第3条(公認登録の申請)

前条の許可申請は、JSTAAA に対し所定の JSTAAA 公認フリースタイルスノーボードスクール公認登録申請書を提出して行う。

第4条(公認の審査と基準)

JSTAAA は、公認登録の許可申請に対し、理事の資格認証審査に付し、そのフリースタイルスノーボードスクールが以下の基準の総てを充たすものと認める場合は、公認登録を許可する。

- ① スクールの生徒に対する指導、教授が JSTAAA レッスンプロ資格認定取得者の権限と責任の下になされること。
- ② スクールで開催されるトリック検定が JSTAAA 公認の検定であること。
- ③ スクールの開設者が、スノーボードの健全な発展を目的とする JSTAAA に協調的であり、かつ社会的、経済的信用を有する者であること。
- ④ スクールの物的、人的設備、及びスクールで実施される指導カリキュラムが、生徒の指導効果をたかめるに充分なものであること。
- ⑤ スクールで事故の防止措置、及び事故発生の際の補償措置が講じてあること。
- ⑥ その他、当該スクールに JSTAAA 公認フリースタイルスノーボードスクールの名称の使用を許可するに障害となる事情の存在しないこと。

第5条(有効期限と更新)

① JSTAAA 公認フリースタイルスノーボードスクールの公認、登録の許可の有効期間は 11 月 1 日～翌年 10 月 31 日までの1年間とする。

② 期間満了の1ヶ月前までに JSTAAA または公認スクール様から書面による解約の申し出がないときは、本規定と同一条件でさらに1年間継続し、以後も同様とする。

※その際、JSTAAA から公認スクール様へ公認登録更新料の請求書を送付する。

※請求書が届き次第、更新期限の6月1日～7月31日までに第6条②項の継続公認料を指定口座へ納付しなければならない。

③ 新規スクール様のお申込み、ご登録は毎年9月30日までとする。

※但し、協会からの推薦の場合には登録期限はこれに限らない。

第6条(公認登録料)

- ① 第2条の公認登録の許可があったときは、直ちに公認登録料を JSTAAA に納付しなければならない。
- ② 公認登録料は、1スクール(1事業所)あたり1年間につき下記の通りとする。

新規公認 15,000円、 継続公認 12,000円

但し開設者が同時期に1名で2スクール新規公認を受ける場合は、2校目以降の新規公認登録料は1スクール12,000円とする

- ③ 納付された公認登録料は、いかなる場合でも返還しない。

第7条(公認証と登録番号)

第2条の許可を受け、かつ、前条の公認登録料を納付したスクール開設者は、JSTAAA に備置する JSTAAA 公認フリースタイルスノーボードスクール名簿に登録され、JSTAAA から JSTAAA 公認フリースタイルスノーボードスクールの公認証と登録番号の交付を受けることができる。

第8条(開設者、及び指導者の義務)

JSTAAA 公認フリースタイルスノーボードスクールの開設者、及び JSTAAA 公認フリースタイルスノーボードスクールで指導、教授に従事する JSTAAA 会員は、次の義務を負う。

- ① 当該スクールにおける指導の内容、方法の充実と向上に努め、JSTAAA 公認フリースタイルスノーボードスクールに対する生徒の信頼をたかめるよう不断に努力すること。
- ② 生徒との間の金銭上のトラブルを起こすなど、JSTAAA 公認フリースタイルスノーボードスクールの名誉と信用を毀損する行為をしないこと。
- ③ 当該 JSTAAA 公認フリースタイルスノーボードスクールの広告、表示に際しては、常に開設者の名称と指導、教授に従事する JSTAAA 会員の氏名を併記するものとし、当該 JSTAAA 公認フリースタイルスノーボードスクールが JSTAAA 自体によって開設され、又は経営されているかの如き誤認を招く表示をしないこと。
- ④ スクールの運営上、生徒その他の利害関係人との間にトラブルが生じたときは、その一切を自らの責任と負担において処理、解決すること。
- ⑤ JSTAAA から当該 JSTAAA 公認フリースタイルスノーボードスクールに関して報告を求められたときは、遅滞なくこれに応じること。
- ⑥ 公認フリースタイルスノーボードスクールへの申込者からは、暴力団等、反社会勢力の関係者ではないことの表明確約を取得する。
- ⑦ 公認フリースタイルスノーボードスクールの生徒が暴力団等、反社会勢力の関係者であることが分かった場合は、すみやかに対処し、対処の状況を JSTAAA に報告すること。

第9条(公認、登録の取り消し)

JSTAAA 公認フリースタイルスノーボードスクールの開設者、もしくは JSTAAA 公認フリースタイルスノーボードスクールの指導、教授に従事する JSTAAA 会員が、前条の義務に違反したとき、又は当該スクールが第4条の基準を充たさなくなったときは、JSTAAA 公認フリースタイルスノーボードスクールの公認、登録を取り消すことができるものとする。

第10条(公認の失効後の措置)

JSTAAA 公認フリースタイルスノーボードスクールの公認が有効期間の満了、公認料の不納付、又は前条による取り消しにより失効したときは、スクールの開設者は、JSTAAA 公認フリースタイルスノーボードスクールの名称の使用を直ちに中止するとともに、公認証、及び登録番号を JSTAAA に返還しなければならない。

第11条

本規定は、JSTAAA の理事の資格認証の議を経て、随時改正することができ、理事会の承認を得て効力を生ずるものとする。

2018年(平成30年)5月施行